

# 消費生活

## 通信講座

「家庭で学んでみませんか  
豊かなくらしのために」

多様化した消費生活をもう一度みなおしましょう。

この講座は、育児や家事、職業等のため消費者学習に参加できないかたにテキストで学んでもらうものです。

受講料 無料

テキスト 開講時に配布

スクーリング 二回(開・閉

講式にあわせて行う)

申し込み締切り 六月十五日

申し込み・問い合わせ先

市役所 市民課

☎(三)一一一内線二四四

### 自然監視員募集

山梨県では、県の優れた自然環境保全をはかり、貴重な動植物を保護管理するために自然監視員を募集します。

委嘱期間 昭和五十八年七月

一日から二年間

応募資格

一、県内に居住する二十歳以上

二、自然保護に関心がある者

三、国家公務員及び地方公務

員以外の者  
募集人員 一〇〇人

応募要領

一、申込書は、山梨県環境公害課及び市保健環境課に

備えてあります。

二、申込用紙に必要事項を記入し捺印のうえ、山梨県

環境公害課に直接持参するか、郵送して下さい。

(郵送の場合は封筒の表

に「山梨県自然監視員応募」と朱書して下さい)

三、受付期間

六月一日から六月十日まで(郵送の場合は六月十日の消印まで有効)

※詳しくは次のところへ問い合わせ下さい。

山梨県環境公害課

☎〇五五二(三)三二二八

市役所保健環境課

☎(三)一一一内線二四九

## 福祉コーナー

### 受給者証を

新しいものに!

母子家庭の方には、母子家庭医療費受給者証が交付されていますが、この受給者証の

有効期間は六月三十日までとなっています。

七月一日から使用する新しい受給者証の更新手続きを、

六月中にして下さい。

手続きには、保険証と印鑑

が必要です。

問い合わせは、市福祉事務所

所(☎(三)一一一内線二七七)へ

### 児童手当を

受給されている方へ

児童手当を受給されている方は毎年一回、六月中に「児童手当当現況届」を市に提出していただくことになっていま

す。

この「児童手当現況届」と

は、受給者の前年の所得の状況、養育の状況等、毎年六月

一日の状況を確認して今年の

六月から引き続き、児童手当

の支給を受けることができる

かどうか、をみる大切な届です。

必ず期日までに提出して下さい。

もし、この期間内に届け出をしない場合は、支給要件にあてはまっても、六月以降の児童手当の支給を受けることができなくなります

からご注意ください。

「特例給付」

## 年金加入証明願

事業主殿 申請者 住所氏名 印

### 年金加入証明

証明者 事業主所在地 事業所名称 代表者又は責任者 印

昭和 年 月 日

次の通り年金に加入していることを証明します

氏名	
加入制度名	・共済組合・厚生年金
年金手帳記号番号	加入年月日

○用紙は福祉事務所に用意してあります。  
○国民年金加入者は提出する必要はありません

昭和五十七年六月から、今

まで児童手当を受けられない

被用者で、前年の所得が一定

の額に満たないときは「特例

給付」が支給されますので、

三人以上の児童がいて、今ま

で認定請求して却下された被

用者も申請してみてください。

届け出の際、持参していた

だくものは……

一、印鑑

二、保険証

三、厚生年金等に加入してい

る人は、厚生年金証書の

写し、及び事業主の証明

書

事業主の証明書様式はつぎ

の様式とし、B5の大きさ(

わら半紙半分)のものに証明

してもらい現況届といっしょ

に提出して下さい。

なお、児童手当受給中につ

ぎのような変更があった場合は、十四日以内に手続きをし

て下さい。

○住所が変わったとき

○公務員又は公共企業体の職員になったとき

○氏名が変わったとき

○受給者が死亡し、そのとき

までの分の児童手当がまだ

支払われていないものがあ

るとき

○子の出生により支給要件児

童が増加したとき

○支給要件児童が十八歳にな

ったとき

諸用紙は市福祉事務所にあ

ります。所要事項を記載し届

け出をお願いします。

問い合わせは、市福祉事務

所(☎(三)一一一内線二七

七)へ